[事案 2020-53] 転換契約無効請求

· 令和 2 年 11 月 9 日 裁定終了

<事案の概要>

転換時の説明が不十分であったこと等を理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成3年11月に契約した定期保険特約付終身保険を、令和元年12月に組立型保険に転換したが、以下の理由により、転換を無効とし、転換前契約に戻してほしい。

- (1)募集人から、今までの保障に先進医療保障が付くだけと説明を受けたため、誤信して手続きをしたが、実際には終身死亡保障がなくなっていた。
- (2) 募集人から設計書で説明を受けた際、転換前後の内容の違い等の詳しい説明がなかった。
- (3) 当初申込みをした先進医療特約が引き受けられなくなったことは聞いたが、変更承諾書には署名していない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人らは、設計書および転換比較表を用いて契約内容を十分説明しており、申立人は納得して転換の手続きをした。
- (2) 募集人は、診査の結果、先進医療特約を付加できなかったことを電話で申立人に説明し、変更承諾書を提出するか、転換をやめるか確認したところ、変更承諾書に署名すると言われた。変更承諾書の署名の筆跡は申立人のものと考えられる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況等を把握するため、申立人および申立人配偶者ならびに募集人2名に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約の内容を誤信していたことによる転換の無効は認められず、その他 保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがない と判断して、手続を終了した。